

# 非常用発電装置更新工事 仕様書

## 第1章 事業説明

- 1 発注者 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
- 2 住所 千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら斎場
- 3 施設種別 火葬場（葬儀式場を有する公営の火葬場）
- 4 工事名 非常用発電装置更新工事
- 5 履行期間 契約日から令和2年3月31日まで
- 6 工事の概要  
非常用自家発電装置及び関連設備の更新
  - ① 非常用自家発電装置 1基 ※日本メーカー、国内製造品とする。  
用途 … 非常電源、予備電源  
主な仕様 … 屋内キュービクル型  
普通(標準)騒音 105dB  
即時長時間形（10秒始動、連続運転72時間以上）  
発電機：出力250kVA  
※日本メーカー、国内製造品とする。  
エンジン：発電機出力250kVAを満たす出力のもの  
※日本メーカー、国内製造品とする。  
燃料：軽油
  - ② 関連設備（燃料槽、排気消音器等）
  - ③ 仮設非常用発電装置の設置（施工期間中の停電に備えるもの）

## 第2章 共通事項（一般事項）

- 1 適用法令  
建設業法、建築基準法、電気事業法、消防法、計量法、電気用品安全法、大気汚染防止法  
労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理及び清掃に関する法律  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気設備に関する技術基準を定める法令  
内線規程、千葉県公共工事共通仕様書、日本工業規格(JIS)、日本電気協会内線規定  
電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準(JEM)、日本電線工業会標準規格(JCS)  
日本蓄電池工業会規格(SBA)、日本照明器具工業会規格(JIL)  
その他関係法令、条例、規格等

※上記に記載なきものは、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」等、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書による。

## 2 工事カルテの作成・登録

受注者は、受注時又は完成時における工事請負金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けた上、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

- ① 受注時は、契約後10日以内（土、日、祝日を除く。）とする。
- ② 完成時は、工事完成後10日以内（土、日、祝日を除く。）とする。
- ③ 登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内（土、日、祝日を除く。）とする。

## 3 その他

- (1) 受注者は、工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任を負うものとする。
- (2) 隣接工事又は関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し施工すること。
- (3) 完成検査時等に機器の運転が出来ない等の支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
- (4) 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- (5) 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付け、清掃し、整然とした状態にすること。
- (6) 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧等は受注者の負担で行うものとする。
- (7) 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- (8) 法令・条例等の定めによる関係官公庁及びその他の関係機関への届出等は、受注者の責任と費用負担により、発注者へ報告の上、行うものとする。
- (9) 受注者は、工事請負金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、建設業退職金共済証紙購入状況報告書・掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。なお、他の退職金制度に加入している等の場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し、発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- (10) 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要に応じて付さなければならない。
- (11) 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- (12) 工事施工によって、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

## 第3章 特記事項

### 1 仕様書及び設計図書等の取扱い

仕様書及び設計図書等（以下、「設計図書類」という。）は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。受注者は、示された情報をもとに施工者として工程等も考慮し、責任を持って設計、製作、施工を行い、適切に遂行し工事を完成させること。

## 2 工事に付帯するもの

設計図書類に記載がないものであっても、本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な軽微な工事・作業・機器・材料等並びに保安及び法規上必要なものは、すべて受注者の負担とする。また、軽微な変更についても同様とし、受注者の負担とする。

## 3 工事の承諾

- (1) 受注者は、監督員との打ち合わせ、既設の完成図書等の把握、現場調査・実測を行った上で、機器の製造・製作及び工事の施工に必要な図面等の承諾図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
  - ① 機器の更新であるため、既設の現状を良く把握すること。既設との整合性や取り回し等について、十分確認すること。
  - ② 発注者の承諾を得て施工したものであっても、引き渡し後に何らかの不具合により、新設した機器が適正に稼働しない場合は、受注者は自らの負担で修繕等の対応を行わなければならない。
- (2) 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
- (3) 設計図書類の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
- (4) その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

## 4 工程の管理

受注者は、工事着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表した工程表を発注者に提出し、工事の適正な進捗を管理しなければならない。

なお、本工事の工程のほか、次の内容を記載すること。

工程表に変更の必要が生じた場合は、監督員に報告すること。

- ① 主要な施工図、施工計画書、承諾図書等の提出・承認の日程
- ② 官公署その他の関係機関への届出等、手続の日程
- ③ 所轄消防署、関係機関による検査、関係法令に基づく官公署の諸検査等の日程
- ④ 工場検査、社内検査、完成時の諸検査の日程
- ⑤ 引き渡し、機器取扱説明の日程
- ⑥ その他、工事の進行に関係する重要事項（受変電設備の作業等）
- ⑦ 監督員より指示された事項

## 5 施工計画

受注者は、工事を完成させるために必要な工程管理・施工管理等を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出し、本書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく発注者への対応等について、本工事の固有の条件に適應した具体的な方策を定めたものとする。

施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

## 6 施工図

機器の据付及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、形状、支持方法等は十分に検討した上、施工図を作成し承諾を得ること。

## 7 完成図書

完成図書は、完成した工事に関する情報を将来の維持管理、保守点検及び改修等のためにも使用することから、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。

また、完成図面は、CADデータ（電子的媒体）を添えて提出すること。

## 8 写真管理

### (1) 工事完成写真

工事施工に関しては、工事の主要部について、同位置から施工前・施工中・完成の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上(施工前)・中(施工中)・下(完成)の順に配する。

(写真の分類)

- ア 工事施工写真
- イ 材料検収写真
- ウ 工場等検査写真
- エ その他写真

### (2) 写真の撮影基準

提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づいて行うものとする。

写真には、小黒板に工事名、施工部名、施工内容、受注者名を記載し、被写体とともに写し込むこと。

## 9 提出書類

下記の書類を提出するものとする。

### (1) 工事着手時に提出するもの

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| ① 着手届                        | 1部   |
| ② 工程表                        | 1部   |
| ③ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届        | 1部   |
| ④ コリンズの登録内容確認書（受注登録）※500万円以上 | 1部   |
| ⑤ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書・掛金収納書    | 1部   |
| ⑥ その他必要な書類                   | 必要部数 |

### (2) 工期内の適時に提出するもの

- |  |      |
|--|------|
| ① 打合せ議事録                                 | 2部   |
| ② 施工計画書                                  | 2部   |
| ③ 部分下請負通知書                               | 2部   |
| ④ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく計画書（必要に応じて） | 2部   |
| ⑤ 承諾図書                                   | 2部   |
| ⑥ 段階確認書（随時）                              | 2部   |
| ⑦ 諸官庁届出書                                 | 必要部数 |
| ⑧ 工場検査要求書（必要に応じて）                        | 2部   |
| ⑨ 社内検査成績表                                | 2部   |
| ⑩ その他必要な書類                               | 必要部数 |

(3) 竣工時に提出するもの

- |  |        |
|--|--------|
| ① 完成届、完了届  | 各1部    |
| ② 完成図書   | 2部     |
| (内容)   |        |
| 工事概要、機器図、工事施工図、工事写真、検査試験成績書、機器取扱説明書、<br>官公署等への届出(写し)、コリンズの登録内容確認書(竣工登録)、<br>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく実施書(必要に応じて)、<br>産業廃棄物管理票(写し)、その他必要な書類 |        |
| ③ CADデータ(電子的媒体)  | CD等 1枚 |
| (内容)   |        |
| 図面類(機器図、工事施工図等)  |        |

## 第4章 工事

### 第1節 工事概要

- (1) 本工事は、既設の非常用自家発電装置及び関連設備を更新するもので、停電時の予備電源として自動で切り換わるものとし、その機器の製造・製作、据付、配管工事、電気工事、試運転調整、諸官庁への届出等、すべてを行うものである。
- (2) 非常用自家発電装置は、「既設…発電機出力：200kVA、エンジン出力：242PS(178kW)、低騒音：85dB」を「新設…発電機出力：250kVA、エンジン出力：発電機出力250kVAを満たす出力のもの、普通(標準)騒音：105dB」のものに変え更新する。  
基礎は、装置本体の寸法に応じ増し打ちをする。
- (3) 燃料槽は、「既設/容量390ℓ」を「新設/容量950ℓ」に変え更新する。  
また、このことに伴い、防油堤をかさ上げする。
- (4) 機器の設置は、屋内2階であるため、搬出入用の足場ステージを設置する。  
また、屋内に非常用自家発電装置据え付けのための台を設ける。(基礎ジャッキ下ろし)
- (5) 機器の搬入口(建物開口部)には、ガラリとチャンバーが取り付けられており、それらを外さないで正確な開口寸法が分からない。よって、必要に応じて、事前に現場を確認すること。実装可搬の可否判断は、受注者の責任において行うものとする。実装可搬が出来ない場合は、分割搬入(屋内での組み立て)となる。  
なお、ガラリとチャンバーは、既設を再使用する。
- (6) 施工期間中の停電に備え、仮設非常用発電装置を設置する。
- (7) 施工場所は、当施設の正面入口に程近い場所にあるため、施工に当たっては施設の運営に支障を来すことのないようにすること。

### 第2節 工事日

- (1) 施設の運営に支障があるもの  
搬入、搬出、騒音が出る作業(音が大きいもの)、受変電設備の作業、足場設置等は、施設の運営に支障を来すため、休場日に行うこと。  
※原則、友引日の前日17:00から翌友引日の14:00まで
- (2) 施設の運営に支障がないもの  
発電機室内での作業、大きい音が出ない作業等は、休場日以外も可能とする。  
※原則、8:30から17:00まで

### 第3節 工事説明

#### 1 機器の製造・資材

##### (1) 非常用自家発電装置

###### 【基本事項】

- ① 日本内燃力発電設備協会認定品とする。
- ② 本体並びに本体に組み込まれる発電機（制御盤）及びエンジンは、日本メーカーの製品とし、かつ、日本国内で製造されたものとする。
- ③ 各メーカーの最新機種とする。
- ④ 基本仕様は、下記のとおりとする。

###### 【基本仕様】

- ① 屋内キュービクル型
- ② 普通(標準)騒音：105dB
- ③ 即時長時間形（10秒始動、連続運転72時間以上）
- ④ 発電機出力 250 kVA
- ⑤ 定格電圧 200 V
- ⑥ 周波数 50 Hz
- ⑦ 力率 0.8（遅れ）
- ⑧ 回路方式 3相3線式
- ⑨ エンジン出力 発電機出力250kVAを満たす出力のもの
- ⑩ 冷却方式 ラジエータ冷却式
- ⑪ 燃料 軽油
- ⑫ 自動始動発電機盤（搭載型）※電源切換装置なし
- ⑬ 始動用直流電源盤（搭載型）
- ⑭ 始動用蓄電池（メーカー標準）

##### (2) 排気消音器

- ① 形式 吊下型
- ② 消音レベル 105 dB
- ③ 口径 150 A 以下 ※接続する既設排気管 150 A

##### (3) 燃料槽

- ① 材質 鋼板製
- ② 容量 950 ℓ
- ③ 外形寸法 設置場所に合う適正寸法（幅、奥行き、高さ）を設計すること。
- ④ 付属装置 架台（鋼板製）、点検用はしご、防爆形フロートスイッチ、油面計、ウイングポンプ、その他標準付属品等必要なもの

##### (4) 排風ダクト [切り離し部 ～ 装置本体]

##### (5) 排気管 [切り離し部 ～ 消音器、装置本体]

##### (6) 燃料配管

- ・ 入口管 [燃料槽 ～ 装置本体]
- ・ 戻り管 [燃料槽 ～ 装置本体]

##### (7) 通気管 [燃料槽 ～ 屋外]

##### (8) マフラードレン管（水抜き管）

##### (9) その他必要なもの

#### 2 搬出入

機器の搬出入は、建築物等に損傷を与えることのないよう慎重に行わなければならない。建築物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

### 3 搬出入用足場ステージ組み付け工事

機器の設置場所が屋内2階であることから、搬出入のため、足場組み付けによるステージを設置する。足場ステージの積載荷重及び安全対策等は、法令、業界（メーカー）の技術基準等を遵守すること。

なお、設置場所の地面は土で、植栽がある。よって、足場組み付け（単管パイプやベース）の邪魔となる植栽は伐採してかまわない。

### 4 ガラリ・チャンバー脱着補修工事

搬入口（建物開口部）に取り付けのあるガラリ及びチャンバーは脱着する。

ガラリ及びチャンバーは、再使用するため、取り外す際は、出来る限り損傷のないように努め、取り付けの際は、必要に応じ溶接や塗装等の補修を施し元に戻すこと。

### 5 基礎工事

(1) 新設する非常用自家発電装置の寸法に応じ、基礎を増し打ちすること。

(2) 新設する燃料槽のサイズ拡大に伴い、防油堤をかさ上げ増設する。

### 6 据付工事

(1) 搬入口（建物開口部）の寸法や設置場所等の状況を確認し、非常用自家発電装置の据付方法（実装可搬または分割搬入の手順等）を計画すること。

なお、既設配置図に記載の搬入口の開口寸法は、おおよその寸法であるので注意すること。実際の寸法は、ガラリとチャンバーを外さないと分からない。

(2) 非常用自家発電装置の据付の際は、搬入口（建物開口部）の高さに合わせ、屋内にも据え付けのための台を設ける。（基礎へは、ジャッキで下ろす。）

(3) 据え付けは、十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない、その性能や機能を損なうことのないよう十分注意しなければならない。

また、破損や汚れを受けないよう保護に努めなければならない。

### 7 管工事

(1) 排風ダクト及び排気管は、図面記載の切り離し部から新設する非常用自家発電装置までの間、既設の仕様に合わせ製作し接続する。

(2) 燃料配管、通気管、マフラードレン管は、修理や点検が容易に行えるような位置や向きに配慮し、取り外しが容易にできるようフランジ又は伸縮管等を前後に設けて取り付ける。

### 8 電気工事

(1) 電気工事は、保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはもちろん、次の規定および仕様に適合しなければならない。

① 電気技術基準調査委員会内線規定(JEAC)

② 社団法人営繕協会 電気設備工事共通仕様書

(2) 動力配線、制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し、端末処理を完全にしなければならない。また、動力配線の色順位は国交省仕様とする。

(3) 既設配線は、可能な限り継続使用するよう考慮して施工すること。

(4) 燃料槽の拡大に伴い、上部にある照明の配線が邪魔となる場合は、配線を移設すること。

## 9 既設の中央監視装置及び排気ファンへの接続

### (1) 既設中央監視装置への接続（アズビル(株)製 savic-net FX2 compact)

非常用自家発電装置の警報（発停信号）の受信

- ① 発電機 重故障
- ② 発電機 軽故障
- ③ 発電機 状態

### (2) 既設排気ファン操作盤への接続（送風機 FE-M2 2.2kW)

非常用自家発電装置と連動（運転・停止）

## 10 塗装工事

塗装はメーカーの仕様・標準色とする。

メーカーで仕上げ塗装がなされていないものや材料は、特に指定してあるもの以外、公共建築工事標準仕様書を準拠する。また、仕上げ塗装の色彩については監督員の指示を受けるものとする。据付後、損傷箇所がある場合は、その補修塗装を行なうものとする。

## 11 工場検査等

### (1) 非常用自家発電装置の製造完了後、工場検査を実施すること。工場検査は、原則、監督員の立ち会いによるものとし、検査項目は、検査日の10日以前に書類により提出すること。

ただし、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等により成績が確認できる場合は、監督員の指示により、立ち会いを省略することができるものとする。

### (2) 工場検査の結果は、検査試験成績表及び写真等を添付し書類にて監督員に報告すること。

## 12 試運転調整

### (1) 非常用自家発電装置の引き渡し前に、専門技術者により試運転・調整を行うこと。試運転は、実負荷（または相当負荷）をかけ一定時間運転し、各機器の機能、連携等を確認すること。

### (2) 試運転の結果は、書面に絶縁抵抗測定値等を記載し報告すること。

## 13 引き渡し

### (1) 本工事の引き渡しは、非常用自家発電装置等の機器が関係官庁署の試験及び検査に合格し、発注者の検査員による竣工検査に合格した後とする。

### (2) 引き渡しの際、発注者の職員に各機器の機能及び取扱操作方法等の説明並びに保守点検方法等の基礎的指導を行うこと。

## 14 保証

本工事引渡し後の保証期間は、1年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には発注者が指定する期間内に無償にて補修又は良品に取り替えること。

## 15 銘版

現場に設置する機器には製造年月、製造番号及び製造者名等を記載した製造銘板並びに工事件名、完成年月、受注者名等を記載した工事銘板を見やすい箇所に取付けること。



## 16 仮設非常用発電装置の設置 ※レンタル

本工事の施工期間中における停電に備えて、仮設非常用発電装置を屋外に設置する。  
設置場所（予定）は、図面参照。※協議により決定する。

### 【基本仕様】

- ① 形式 屋外パッケージ式ディーゼル発電装置（自動始動盤付）
- ② 騒音 機関機側 1 m で平均75dB以下
- ③ 発電機出力 250 kVA
- ④ その他

ア 原則として、受注者標準とするが、受電停電信号を受け自動起動、復電信号を受け自動停止が可能であること。

イ 据付後に実負荷運転(模擬)にて運転確認を行うこと。

ウ 関係者以外のものが容易に近づけないよう、安全対策を講じること。

エ 燃料タンクは、標準搭載のものを使用するが、極力長時間運転可能なものを選定すること。燃料に関しては、試運転完了後、満タンにすること。

## 17 産業廃棄物処分

関係法令に従い、正規のルートにより、搬出・運搬・処分を適切に行うこと。

産業廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を記録するマニフェスト伝票「産業廃棄物管理票（写し）」を提出すること。

## 第5章 参考（既設機器の仕様）

既設機器と新設機器では、仕様が大きく異なるので注意すること。既設機器の仕様は、下記を参照のこと。

### （1）既設／非常用自家発電装置

#### 【主要事項】

- ① 用途 非常用予備電源
- ② 規格 JIS、JEC、JEM、電器設備技術基準、消防法
- ③ 設置場所 定置形 [屋内（2階）、発電機室]
- ④ 製品名 三菱パッケージ発電機 [製造者 三菱電機㈱]
- ⑤ 形式 PG230LY-R0S
- ⑥ 製造年月 1995年 9月
- ⑦ 認定区分 即時長時間形（10秒始動、10時間定格）

#### 【仕様】

- ① 定格出力 200 kVA（160 kW）
- ② 定格電圧 200 V
- ③ 周波数 50 Hz
- ④ 力率 0.8（遅れ）
- ⑤ 周囲温度 5～40 ℃
- ⑥ 回路方式 3相3線式
- ⑦ 冷却方式 ラジエータ冷却式
- ⑧ タイプ 屋内キュービクル型
- ⑨ 騒音 低騒音（85dB）
- ⑩ 燃料 軽油

- ⑪ エンジン
- ア 形名 6 D 2 2 T C
- イ 形式 4 サイクル、水冷、直列、直接噴射式
- ウ 回転数 1500 rpm
- エ 出力 242 ps
- ⑫ 発電機
- ア 型名 C F C 形
- イ 形式 自己通風保護形
- ウ 絶縁 F 種
- エ 励磁方式 ブラシレス励磁式
- オ 極数 4 極
- カ 回転数 1500 rpm
- ⑬ 制御方式 全自動 (停電により自動始動/復電により自動停止)
- ⑭ 運転方式 シーケンス制御による全自動運転方式 (マイコン制御)  
盤面スイッチによる手動運転方式併用
- ⑮ 充電装置 自動充電方式
- ⑯ 直流電源 鉛蓄電池 DC24V-150AH (HS-E)  
触媒栓式据置鉛蓄電池 HS-150E 12セル (触媒栓付)
- ⑰ 発電機盤
- ア 形式 閉鎖形 (搭載方式)
- イ 構成 自動始動装置、保護装置、励磁装置、主回路開閉器、計測装置  
自動充電器  
※電源切換装置なし
- ウ 状態表示 (灯) 始動準備完了、着火、電圧確立、送電中、商用電源、制御電源  
均等充電、浮動充電
- エ 故障表示 (灯) 始動渋滞、過速度警報、潤滑油圧力低下、冷却水温度上昇  
過電流、非常停止、CPU異常
- オ 操作スイッチ 直接-遠方 (切換)、自動-手動 (切換)、始動-停止 (押釦)  
非常停止 (押釦)、ランプリセット (押釦)、警報停止 (押釦)  
均等-浮動 (切換)、充電器-バッテリー (切換)、試験始動 (切換)  
時間設定、自動保守運転2W・4W (切換)
- ⑱ 計器類
- ア 発電機側 交流電流計、交流電圧計、周波数計、直流電圧計
- イ エンジン側 温度計 (油温・水温兼用)、油圧計、回転計、スタータスイッチ  
温度表示切換スイッチ
- (2) 既設/排気消音器
- ① 形式 吊下型
- ② 消音レベル 85 dB
- ③ 口径 150 A
- (3) 既設/燃料槽
- ① 材質 鋼板製
- ② 容量 390 ℓ
- ③ 付属装置 架台 (鋼板製)、防爆形フロートスイッチ、油面計、ウイングポンプ、  
その他標準付属品等